

履 修 規 程

(総 則)

第 1 条 授業科目の履修に関しては、学則第 25 条から第 33 条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第 2 条 卒業に必要な単位数は、学則第 30 条の規定により国際教養学科 62 単位である。

- 2 前項の単位数は、卒業に必要な最低単位数を示すものであって、1 単位でも不足すると卒業を認めない。
- 3 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

学 科	卒業要件単位	コース	共通教育科目	専門教育科目		
				必修科目	選択必修科目	選択科目
国際教養	62 単位以上	ビジネス・キャリア	8 単位以上 ※20 単位まで認定	27 単位	—	
		グローバル・コミュニケーション		23 単位	4 単位以上	
		ホテル・観光		27 単位	—	
		オフィス情報		27 単位	14 単位以上	
		医療事務・医療秘書		31 単位	—	
		大学編入		25 単位	—	

(授業科目の履修方法)

第 3 条 国際教養学科は「ビジネス・キャリアコース」「グローバル・コミュニケーションコース」「ホテル・観光コース」「オフィス情報コース」「医療事務・医療秘書コース」「大学編入コース」に分け、それぞれの履修すべき授業科目及び修得すべき単位数は、別表(1)、別表(2)、別表(3)、別表(4)、別表(5)、別表(6)、別表(7)、別表(8)、別表(9)に示すとおりである。

- 2 コースの変更は、入学後 3 週間以内は認めることができる。コース確定後の転コースは所定の申請書を提出し、各学期ごとに教授会の議を経て認めることができる。

(履修登録)

第 4 条 履修を希望する科目は、学期の始めの定められた期間内に登録するものとする。

- 2 履修登録をしない科目については、受講を認めない。
- 3 履修登録をしない科目を受験しても、単位を与えない。
- 4 履修登録期間外の履修科目の修正変更は、正当な理由がない限り認めない。
- 5 学年ごとに 1 年間で履修できる単位の上限を 45 単位とする。
- 6 履修については、この条文のほか、GPA 評価基準を適用する。

(受 講)

第 5 条 授業への出席日数は、原則として、出席すべき日数の 4 分の 3 以上とする。

- 2 出席日数が不足する者には、定期試験の受験資格を認めない。

- 3 欠席理由が次のいずれかに該当する場合は、欠席届に証明書等を添付し、当該授業担当教員に提出し、承諾を得ることにより公欠とし、出席すべき日数から控除する措置を受けることができる。
 - (1) 学校感染症に罹患した場合
(指定されている疾患は学生便覧「学生生活 2 健康管理」の項を参照)
 - (2) 自己に責任のない事故又は事件
 - (3) 忌引（死去した者が、父母、配偶者又は子のときは7日まで、祖父母又は兄弟姉妹のときは3日まで、3親等内の血族のときは2日まで、3親等内の姻族のときは1日。）
 - (4) 本学の制度等に基づく行事への参加
 - (5) 課外活動で九州大会以上の規模の大会への参加
 - (6) 台風来襲等及び公共交通機関の運行停止
 - (7) 就職試験（面接試験を含む）及び内定式
- 4 前項に定める証明書等は以下のものとする。
 - (1) 学校感染症罹患証明書（本学指定書式）
 - (2) 事故報告書など
 - (3) 会葬礼など
 - (4) 行事開催案内など
 - (5) 大会開催案内など
 - (6) 遅延証明書など
 - (7) 受験票もしくは就職試験証明書（本学指定書式）など

（成績及び評価）

- 第6条 科目を履修した者には、試験及び出席状況等を評価し、所定の単位を与え成績とする。
- 2 成績は、定期試験後の定められた期間内に、評価区分により通知するが、点数は通知しない。
 - 3 一旦確定した成績は、原則として変更を認めない。
 - 4 成績及び評価については、この条文のほか、GPA評価基準を適用する。

（試験）

- 第7条 試験は、学期末に筆答、レポート等により行い、試験時間は原則として1科目60分とする。ただし、教育効果に配慮し、これと異なる時間及び方法で行うことができる。
- 2 試験の種類、受験資格、評価は、次のとおりとする。
なお、評点は100点をもって満点とし、60点以上を合格として所定の単位を与える。
 - 3 再試験受験資格及び成績評価の方法は、この条文のほか、GPA評価基準を適用する。

試験の種類	受験資格	評価区分
定期試験	授業料等が納入済であり，履修登録をした科目について，出席日数が足りている者	[合格] 秀 (100点～90点) 優 (89点～80点) 良 (79点～70点) 可 (69点～60点) [不合格] 不可 (59点～0点)
追試験	定期試験受験資格を有し，病気その他正当な理由により定期試験を受けなかった者	定期試験に同じ
再試験	定期試験及び追試験の不合格者，又は定期試験受験資格を有し，正当な理由がなくて定期試験を受けなかった者	[合格] 可 (69点～60点) [不合格] 不可 (59点～0点)

評価	GPA 評価コード	GPA 評価ポイント	評価の基準
秀	S	4.0	授業内容を極めて高いレベルで理解し，秀逸な成績である。
優	A	3.0	授業内容を高いレベルで理解し，優秀な成績である。
良	B	2.0	授業内容を標準的なレベルで理解し，良好な成績である。
可	C	1.0	授業内容にやや理解不足があるが，一定の評価が可能な成績である。
不可	D	0	授業内容を理解できていないので，再評価の対象となる成績である。

備考

- 1 追試験を受けることができる正当な理由は，次のとおりとする。
 - (1) 時間割の変更により，試験時間が重なった科目
 - (2) 第5条3の(1)～(7)
- 2 追試験または再試験を受けようとする者は，受験申込書に別に定める受験料を添えて，所定の期間内に申し込まなければならない。なお，追試験に該当する場合は，受験料を徴収しない。
- 3 追試験を受けようとする者で，備考1の(2)に該当する場合は，定期試験を受けることができなかった理由を証明する書類を提出しなければならない。
- 4 追試験又は再試験の手続期間及び日程は，掲示して通知する。
- 5 再試験の成績は，良を超えることはない。
- 6 再試験を受けて不合格となり，かつ，当該科目の単位を修得しようとする者は，再履修とする。
- 4 受験者の試験場への入場は，試験開始後20分まで，退場は試験開始後20分以降とする。
- 5 受験者は，試験場で学生証を提示しなければならない。学生証を提示しない者は受験を認めない。
- 6 不正行為をした者には，当該科目の試験を無効とし，再履修とする。

(再履修)

第 8 条 再履修は、一旦履修をして、不合格になった科目及び出席日数の不足により定期試験の受験資格を得られなかった科目について認める。

(単位の重複修得の不可)

第 9 条 一旦履修し、単位を修得した同一の科目の再履修及び単位修得はできない。

(所定単位数の分割の不可)

第 10 条 科目所定の単位数は、これを分割して修得することはできない。

(所属コース外開設科目の単位修得)

第 11 条 本規程第 3 条の規定にかかわらず、授業担当者の許可を得たうえで、自己の所属するコース以外のコースに開設される科目を受講し、単位を修得することができる。

2 前項の場合、自己の所属するコースの選択科目における単位修得とみなし、卒業単位として認める。

(南九州大学開設科目の単位修得)

第 12 条 南九州大学へ編入学を希望する者は、南九州大学の開設科目を受講し、単位を修得することができる。

2 受講者は、南九州大学の科目等履修生として取扱い、その科目等履修料は別に定める。

(単位互換)

第 13 条 高等教育コンソーシアム宮崎の提供する単位互換科目及び放送大学において修得できる科目を卒業単位として認定する。ただし、共通教育科目と専門教育科目を合わせて 10 単位までとする。

2 単位互換科目の履修登録、受講、試験、成績評価の方法は、コンソーシアムで定める単位互換実施要領のほか、履修しようとする加盟機関及び放送大学の学則、履修規程等によるものとする。

附 則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行により、従前の「履修指針」及び「学科履修要領」は廃止する。

この改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日以降の入学者に適用する。

(以降の改正の各年度適用については省略)

改正 平成 14 年 4 月 1 日、平成 15 年 4 月 1 日、平成 16 年 4 月 1 日、
平成 18 年 4 月 1 日、平成 19 年 4 月 1 日、平成 20 年 4 月 1 日、
平成 21 年 4 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日、平成 24 年 4 月 1 日、
平成 25 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日、
平成 29 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日、令和 2 年 4 月 1 日、
令和 3 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日